

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について（島根3号炉）
2. 日時：令和4年9月30日 16時30分～16時33分
3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、小林主任安全審査官、皆川主任安全審査官、伊藤

原子力規制専門員

システム安全研究部門

柴技術研究調査官

シビアアクシデント研究部門

金子主任技術研究調査官、塚本主任技術研究調査官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 部長（原子力安全技術） 他6名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

規制庁配布資料

- ・原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第1076回）中国電力株式会社に関する指摘内容

事業者配布資料

- ・原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第1076回）島根原子力発電所第3号炉に関する指摘内容

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁の皆川です。それでは昨日実施しました島根 3 号の審査会合のラップアップを始めたいと思います。
0:00:14	事業者側と規制庁側、双方に作成した指摘内容を、の
0:00:22	紙がそれぞれ届いていると思いますけれども、それをこそ確認いただいて何か気づきがあれば、
0:00:31	この場で確認をいただければと思いますけれども、すいませんまず私ミナカワから、
0:00:39	ですけれども、
0:00:40	事業者の指摘内容の一番最後ですかね。
0:00:47	許認可との差分を説明することについては規制庁側。
0:00:52	の指摘事項には記載はしていません。その趣旨なんですけれども、規制庁側で記載をしているのは、次回以降の審査会合、
0:01:04	の中で、事業者側での回答として説明してもらおうという指摘事項、いわゆるつけを残したもの。
0:01:13	について記載しているのので我々側では記載していないんですけれども、
0:01:19	事業者で、事業者の指摘内容で記載していただいた通りですね、昨日の会合の場でこちらからコメントを出してますので、
0:01:30	今後説明していく上では、この趣旨を踏まえて対応をお願いしたいと思います。はい。私からは以上ですけれども今の点、事業者、いかがでしょうか。
0:01:45	はい。中国電力の矢野です。コメントとして、ぬ残す残さないの趣旨については理解しました。弊社におきましても
0:01:56	コメントとしての残りませんけれども一番最後の
0:02:01	ポツにつきましては、十分留意して説明して参りたいと思います。中部電力は以上でございます。
0:02:09	はい。よろしく申し上げます。その他こちらで何か確認。
0:02:13	等ありますか。
0:02:17	よろしいですかね。はい。事業者側で何か確認ありますでしょうか。
0:02:24	はい。越智浦山でございます。
0:02:26	コメントとしてまとめてみたいな軽微な違いはございますけれども、コメントとして、回答すべきことについては関西はないと考えておりますので、中部電力としてコメントはございません。以上でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:41	はい。規制庁皆川です私も、事業者と規制庁側で、コメントとしてまとめるまとめないっていう違いはありますけれども指摘内容としては、
0:02:53	両者認識は合ってるというふうに意識していますのでこれでいいのかなというふうに思っております。
0:03:02	はい。私からは以上です。事業者これで何もなければラップアップの方終了したいと思いますますがよろしいでしょうか。
0:03:12	はい。事業出るから、ございません。
0:03:16	了解しました。それではラップアップの方を終了したいと思いますお疲れ様でした。
0:03:23	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。